

# 認 可 書

原 勇 殿

平成15年3月18日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシー）の運賃及び料金の変更は、次の条件を付して下記のとおり認可する。

なお、本認可の効力は、平成15年7月22日から生じるものとする。

## 認可の条件

1. この運賃の実施期間は、平成15年7月22日から平成16年7月21日までとする。  
ただし、本認可内容に違反した場合には、期間を短縮することがある。
2. 基本運賃を自動認可運賃の範囲内で値下げする場合、引き続き認可を受けた深夜・早朝割増を適用するのであれば、個別の審査の対象となる。

## 記

現に認可を受けている運賃及び料金のうち、

### I 運賃及び料金

1. 距離制運賃(3)を次のとおり変更する。  
深夜・早朝割増 23時から5時まで 2割増
3. 料金の(1)迎車回送料金、及び、(2)無線車待料金を廃止する。

### II 運賃及び料金の割引

現行どおり

### III 適用方

2. 距離制運賃を次のとおり変更する。
  - (1) 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。
  - (2) 運賃メーター器は、次の機能を有するものでなければならない。  
高速道路走行専用距離積算機能  
高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの
  - (3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。
  - (4) 時間距離併用制運賃は、走行時速10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（旅客の都合により車両を待機させる場合を除く。）は適用しない。
  - (5) 割増は、距離短縮方式とする。

### IV 適用する営業区域

現行どおり

## 付 則

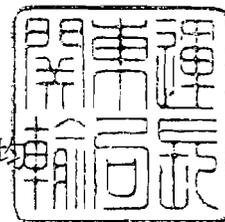
実施日は、本認可の効力発生日以降、新運賃メーター器等を車両に装着した日とする。

新運賃メーター器等の装着期限は、本認可の効力発生日から、60日後とする。

なお、本認可の効力発生日以降、新運賃メーター等を装着するまでの間は、本認可日現在の運賃を適用する。

平成15年7月15日

関 東 運 輸 局 長 淡 路

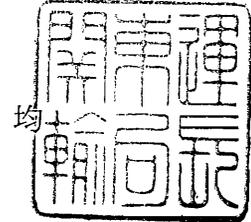




関自旅二第418号の2  
平成15年 7月15日

東京都個人タクシー協同組合  
理事長 原 勇 殿

関東運輸局長 淡 路



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の運賃及び  
料金の変更に伴う実施通達について

特別区・武三地区を適用地域とする事業者から申請のあった深夜早朝割増率変更、迎車回送料金及び無線車待料金の廃止に際しては、以下の項目について傘下事業者団体及び事業者に周知徹底を図られたい。

なお、財団法人東京タクシーセンターに対して、別添のとおり指導方要請したので了知されたい。

#### 記

##### 1. 新運賃・料金の実施方法について

- (1) 運賃メーター器の「迎車」時における金額表示は「0表示」とし、車外向けの表示装置は運賃メーター器と連動して「迎車」の表示が作動するものとする。
- (2) その他、現在実施されている制度の運用上の注意については、従来と同様に行うこと。

##### 2. トラブル防止のための指導等について

- (1) 乗り場等での混乱防止のため、当分の間、街頭指導等の強化を図ること。
- (2) 個人タクシー事業者としての基本的な接遇等に関する苦情を根絶するため、事業者研修の充実強化を図るとともに、一層の輸送サービスの向上に万全を期すること。

##### 3. 利用者に対する周知について

- (1) 利用者に対し、深夜早朝割増率、迎車回送料金及び無線車待料金の有無等について外部から識別できる方法で表示するとともに車内掲示等により周知徹底を図ること。
- (2) 貴協同組合に深夜早朝割増率等の異なる者が混在していることについて、利用者に対する事前周知に万全を期すること。特に無線配車に際しては、配車方法について周知徹底を図ること。